

令和4年5月26日
子ども・若者部
子ども家庭課

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

1. 主旨

令和4年4月26日に「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」で決定した、「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で食費等の物価高騰等に直面する世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するとした全額国庫負担の区の自治事務として、「低所得のひとり親世帯」及び「その他低所得の子育て世帯」に対する給付金を支給する。(別添資料参照)

また、これまで区では、新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な状況に直面している生活に困窮する子育て世帯の家計負担の軽減を図り、子どもの育ちと学びを支援してきた。今般、影響を受け、特に家計状況の悪化が想定されることから、給付金支給にあたり、区独自の上乗せ(3万円)給付を行う。

2. 支給対象者

- (1) 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)【A】
- (2) (1)以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯(その他低所得の子育て世帯)【B】
- (3) 直近で収入が減少した子育て世帯等【C】
 - * (2)の対象となる児童の範囲は(1)と同じ
 - (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満))

3. 支給対象児童数

| | |
|-------------------------|--------------------|
| | <u>14,805人(見込)</u> |
| (内訳) 低所得のひとり親世帯 | <u>5,183人(見込)</u> |
| (上記【A】4,581人、【C】602人) | |
| その他低所得の子育て世帯 | <u>9,622人(見込)</u> |
| (上記【B】8,385人、【C】1,237人) | |

4. 支給額

児童1人につき8万円(国制度5万円、区上乗せ3万円)

5. 支給方法

- (1) 上記【A】の支給対象者は、新たな申請書の提出は必要なく、受給者の児童扶養手当振込口座に振り込む。
- (2) 上記【B】の内、児童手当・特別児童扶養手当の受給者は新たな申請書の提出は必要なく、各手当振込口座に振り込む。それ以外の高校生相当世代の養育者等の支給対象者は、申請書等の提出が必要となる。
- (3) 上記【C】の支給対象者は、申請書等の提出が必要となる。

| | |
|---------|------------------------------|
| 6. 予算額 | 1, 275, 043千円（見込） |
| （1）給付金 | 1, 184, 400千円（見込） |
| | *国庫補助及び都支出金 地方創生臨時交付金（10/10） |
| （2）事務経費 | 90, 643千円（見込） *全額国庫補助（10/10） |

給付金支給のための必要額を令和4年第2回定例会（第2次補正予算）に提案する。
事務経費については当面、既存予算で対応し、必要額を令和4年第2回定例会（第2次補正予算）に提案する。

7. 今後のスケジュール（予定）

| | |
|----------|----------------------------|
| 令和4年6月中旬 | 【A】の支給対象者へ案内通知の送付 |
| 6月下旬 | 【A】の支給対象者へ支給 |
| 7月中旬 | 【B】のうち申請が不要な支給対象者へ案内通知の送付 |
| 7月下旬 | 【B】のうち申請が不要な支給対象者へ支給 |
| | 【B】のうち申請が必要な支給対象者へ案内通知等の送付 |
| | 【C】の支給対象者へ案内通知等の送付 |
| | 以降随時、申請受付、審査、支給 |
| 令和5年2月末日 | 申請期限 |

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

(1) 支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
- ② **①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯**
（その他低所得の子育て世帯）
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(5) 予算額

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）
※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和4年4月分の**児童扶養手当受給者**について、可能な限り6月までに支給（**申請不要**）
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）
- ② その他低所得の子育て世帯：令和4年4月分の**児童手当又は特別児童扶養手当の受給者**で、**令和4年度分の住民税均等割が非課税**である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（**申請不要**）
※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：**高校生のみ養育世帯**）や**直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）

(2) 給付額

児童一人当たり一律**5万円**

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担